

# 助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針の新旧対照表

資料1-1-2

旧	新
<p>第二条 経営努力要件適合性の認定基準</p> <p>機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な品質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。</p> <p>① 次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。</p> <p>イ 地権者、関係機関などへの提案及び協議</p> <p>ロ 申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫</p> <p>ハ 国内の道路事業において実績のない新たな技術の採用</p> <p>ニ 国内の道路事業において実績のある技術を改良した技術（改良前の技術が最初に採用された工事のしゅん功日から5年を経過した日以前に発注した工事に係るものに限る。）の採用</p> <p>② 資材又は機材の調達を工夫したことによる費用の縮減。</p> <p>③ 供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減。</p> <p>2 前項第1号ハについては、同号ハに基づき同項の認定を受けた高速道路会社が、当該技術が最初に採用された工事のしゅん功日から5年を経過した日以前に発注した工事に係るものについても、前項の認定を行うことができるものとする。</p> <p>3 第1項第1号ニについては、同号ニに基づき同項の認定を受けた高速道路会社が、当該改良前の技術が最初に採用された工事のしゅん功日から5年を経過した日以前に発注した工事に係るものについても、第1項の認定を行うことができるものとする。</p> <p>4 第1項第2号については、同号に基づき認定を受けた高速道路会社及び認定を受けた高速道路会社以外の高速道路会社が、当該工夫が最初に採用された調達の契約日から5年を経過した日以前に発注した調達契約に係るものについても、第1項の認定を行うことができるものとする。</p> <p>5 高速道路会社の経営努力によるものと認められる部分の額の算定にあたっては、別添によるものとする。</p>	<p>第二条 経営努力要件適合性の認定基準</p> <p>機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な品質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。</p> <p>① 次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。</p> <p>イ 地権者、関係機関などへの提案及び協議</p> <p>ロ 申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫</p> <p>ハ 国内の道路事業において実績のない新たな技術の採用</p> <p>ニ 国内の道路事業において実績のある技術を改良した技術（改良前の技術が最初に採用された工事のしゅん功日から10年を経過した日以前に発注した工事に係るものに限る。）の採用</p> <p>ホ ハで認定を受けた高速道路会社以外によるハで認定された技術（ハで認定された技術が最初に採用された工事のしゅん功日から10年を経過した日以前に発注した工事に係るものに限る。）の採用、又はニで認定を受けた高速道路会社以外によるニで認定された技術（ニで認定された技術の改良前の技術が最初に採用された工事のしゅん功日から10年を経過した日以前に発注した工事に係るものに限る。）の採用</p> <p>② 資材又は機材の調達を工夫したことによる費用の縮減。</p> <p>③ 供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減。</p> <p>2 前項第1号ハについては、同号ハに基づき同項の認定を受けた高速道路会社が、当該技術が最初に採用された工事のしゅん功日から10年を経過した日以前に発注した工事に係るものについても、前項の認定を行うことができるものとする。</p> <p>3 第1項第1号ニについては、同号ニに基づき同項の認定を受けた高速道路会社が、当該改良前の技術が最初に採用された工事のしゅん功日から10年を経過した日以前に発注した工事に係るものについても、第1項の認定を行うことができるものとする。</p> <p>4 第1項第1号ホについては、同号ホに基づき同項の認定を受けた高速道路会社が、当該技術が同号ハで認定を受けた会社にて最初に採用された工事のしゅん功日から10年を経過した日以前に発注した工事に係るものについても、第1項の認定を行うことができるものとする。また、同号ニに基づき同項の認定を受けた高速道路会社が、当該技術が同号ニで認定された技術の改良前の技術が最初に採用された工事のしゅん功日から10年を経過した日以前に発注した工事に係るものについても、第1項の認定を行うことができるものとする。</p> <p>5 第1項第2号については、同号に基づき認定を受けた高速道路会社及び認定を受けた高速道路会社以外の高速道路会社が、当該工夫が最初に採用された調達の契約日から5年を経過した日以前に発注した調達契約に係るものについても、第1項の認定を行うことができるものとする。</p> <p>6 高速道路会社の経営努力によるものと認められる部分の額の算定にあたっては、別添によるものとする。</p>

# 助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針の新旧対照表

旧	新																																																			
別 添	別 添																																																			
<p>高速道路会社の経営努力によるものと認められる部分の額の算定</p> <p>費用の縮減額 (N) に対する高速道路会社の経営努力によるものと認められる部分の額 (A) は以下のとおり算定する。</p> $A = N \times \alpha \times \beta \quad (\text{但し、} N \times \alpha \times \beta \text{ が } N \text{ を超える場合は } A=N) \quad [0 < N \leq 3 \text{ 億円}]$ $= \sqrt{3N} \times \alpha \times \beta \quad (\text{但し、} \sqrt{3N} \times \alpha \times \beta \text{ が } N \text{ を超える場合は } A=N) \quad [3 \text{ 億円} < N]$ <p>※単位は億円とする。                      ※係数 <math>\alpha</math> については表 1 のとおりとする。                      ※当初計画と比較して追加的な社会的便益が認められる場合は表 2 のとおり係数 <math>\beta</math> による補正を行う。なお、社会的便益とは交通環境の改善や環境負荷の軽減をいう。</p>	<p>高速道路会社の経営努力によるものと認められる部分の額の算定</p> <p>費用の縮減額 (N) に対する高速道路会社の経営努力によるものと認められる部分の額 (A) は以下のとおり算定する。</p> $A = N \times \alpha \times \beta \times \gamma \quad (\text{但し、} N \times \alpha \times \beta \times \gamma \text{ が } N \text{ を超える場合は } A=N) \quad [0 < N \leq 3 \text{ 億円}]$ $= \sqrt{3N} \times \alpha \times \beta \times \gamma \quad (\text{但し、} \sqrt{3N} \times \alpha \times \beta \times \gamma \text{ が } N \text{ を超える場合は } A=N) \quad [3 \text{ 億円} < N]$ <p>※単位は億円とする。                      ※係数 <math>\alpha</math> については表 1 のとおりとする。                      ※当初計画と比較して追加的な社会的便益が認められる場合は表 2 のとおり係数 <math>\beta</math> による補正を行う。なお、社会的便益とは交通環境の改善や環境負荷の軽減をいう。                      ※機構と高速道路会社が連携し定めている客観的指標（アウトカム指標）の促進に寄与していると認められる場合は表 3 のとおり係数 <math>\gamma</math> による補正を行う。なお、係数 <math>\beta</math> 及び係数 <math>\gamma</math> において評価内容が重複する場合には、重複部分に係る係数 <math>\gamma</math> の補正は行わないものとする。</p>																																																			
表 1 係数 $\alpha$	表 1 係数 $\alpha$																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">経営努力適合性の認定基準</th> <th style="width: 10%;">係数 <math>\alpha</math></th> <th style="width: 60%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①道路の計画、設計又は施工方法を変更</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 地権者、関係機関などへの提案及び協議</td> <td style="text-align: center;">0.5※</td> <td>※<math>\alpha</math> については、協議の難易度や協議成立のための創意工夫を勘案して 0.25 加減算</td> </tr> <tr> <td>ロ 申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td>現場特有の技術的な創意工夫が卓越したものの</td> </tr> <tr> <td>ハ 国内の道路事業において実績のない新たな技術の採用</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ 国内の道路事業において実績のある技術を改良した技術の採用</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②資材又は機材の調達を工夫したことによる費用の縮減</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減</td> <td style="text-align: center;">0.5※</td> <td>※<math>\alpha</math> については、特別に勘案すべき努力の内容を勘案して 0.25 加減算</td> </tr> </tbody> </table>	経営努力適合性の認定基準	係数 $\alpha$	備 考	①道路の計画、設計又は施工方法を変更			イ 地権者、関係機関などへの提案及び協議	0.5※	※ $\alpha$ については、協議の難易度や協議成立のための創意工夫を勘案して 0.25 加減算	ロ 申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫	1.0	現場特有の技術的な創意工夫が卓越したものの	ハ 国内の道路事業において実績のない新たな技術の採用	1.0		ニ 国内の道路事業において実績のある技術を改良した技術の採用	1.0		②資材又は機材の調達を工夫したことによる費用の縮減	1.0		③供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減	0.5※	※ $\alpha$ については、特別に勘案すべき努力の内容を勘案して 0.25 加減算	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">経営努力適合性の認定基準</th> <th style="width: 10%;">係数 <math>\alpha</math></th> <th style="width: 60%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①道路の計画、設計又は施工方法を変更</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 地権者、関係機関などへの提案及び協議</td> <td style="text-align: center;">0.5※</td> <td>※<math>\alpha</math> については、協議の難易度や協議成立のための創意工夫を勘案して 0.25 加減算</td> </tr> <tr> <td>ロ 申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td>現場特有の技術的な創意工夫が卓越したものの</td> </tr> <tr> <td>ハ 国内の道路事業において実績のない新たな技術の採用</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ 国内の道路事業において実績のある技術を改良した技術の採用</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ ハ又はニで認定を受けた高速道路会社以外によるハ又はニで認定された技術の採用</td> <td style="text-align: center;">0.5※</td> <td>※係数 <math>\alpha</math> のうち 0.25 が認定済技術を採用した会社に、0.25 が認定済技術を開発した会社へ交付する</td> </tr> <tr> <td>②資材又は機材の調達を工夫したことによる費用の縮減</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減</td> <td style="text-align: center;">0.5※</td> <td>※<math>\alpha</math> については、特別に勘案すべき努力の内容を勘案して 0.25 加減算</td> </tr> </tbody> </table>	経営努力適合性の認定基準	係数 $\alpha$	備 考	①道路の計画、設計又は施工方法を変更			イ 地権者、関係機関などへの提案及び協議	0.5※	※ $\alpha$ については、協議の難易度や協議成立のための創意工夫を勘案して 0.25 加減算	ロ 申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫	1.0	現場特有の技術的な創意工夫が卓越したものの	ハ 国内の道路事業において実績のない新たな技術の採用	1.0		ニ 国内の道路事業において実績のある技術を改良した技術の採用	1.0		ホ ハ又はニで認定を受けた高速道路会社以外によるハ又はニで認定された技術の採用	0.5※	※係数 $\alpha$ のうち 0.25 が認定済技術を採用した会社に、0.25 が認定済技術を開発した会社へ交付する	②資材又は機材の調達を工夫したことによる費用の縮減	1.0		③供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減	0.5※	※ $\alpha$ については、特別に勘案すべき努力の内容を勘案して 0.25 加減算
経営努力適合性の認定基準	係数 $\alpha$	備 考																																																		
①道路の計画、設計又は施工方法を変更																																																				
イ 地権者、関係機関などへの提案及び協議	0.5※	※ $\alpha$ については、協議の難易度や協議成立のための創意工夫を勘案して 0.25 加減算																																																		
ロ 申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫	1.0	現場特有の技術的な創意工夫が卓越したものの																																																		
ハ 国内の道路事業において実績のない新たな技術の採用	1.0																																																			
ニ 国内の道路事業において実績のある技術を改良した技術の採用	1.0																																																			
②資材又は機材の調達を工夫したことによる費用の縮減	1.0																																																			
③供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減	0.5※	※ $\alpha$ については、特別に勘案すべき努力の内容を勘案して 0.25 加減算																																																		
経営努力適合性の認定基準	係数 $\alpha$	備 考																																																		
①道路の計画、設計又は施工方法を変更																																																				
イ 地権者、関係機関などへの提案及び協議	0.5※	※ $\alpha$ については、協議の難易度や協議成立のための創意工夫を勘案して 0.25 加減算																																																		
ロ 申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫	1.0	現場特有の技術的な創意工夫が卓越したものの																																																		
ハ 国内の道路事業において実績のない新たな技術の採用	1.0																																																			
ニ 国内の道路事業において実績のある技術を改良した技術の採用	1.0																																																			
ホ ハ又はニで認定を受けた高速道路会社以外によるハ又はニで認定された技術の採用	0.5※	※係数 $\alpha$ のうち 0.25 が認定済技術を採用した会社に、0.25 が認定済技術を開発した会社へ交付する																																																		
②資材又は機材の調達を工夫したことによる費用の縮減	1.0																																																			
③供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減	0.5※	※ $\alpha$ については、特別に勘案すべき努力の内容を勘案して 0.25 加減算																																																		

## 助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針の新旧対照表

旧	新																		
<p>表2 係数<math>\beta</math></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">係数 <math>\beta</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特段の社会的便益が認められないもの</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> </tr> <tr> <td>一定の社会的便益が認められるもの</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	係数 $\beta$	特段の社会的便益が認められないもの	1.0	一定の社会的便益が認められるもの	1.2	<p>表2 係数<math>\beta</math></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">係数 <math>\beta</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特段の社会的便益が認められないもの</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> </tr> <tr> <td>一定の社会的便益が認められるもの</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red;">表3 係数<math>\gamma</math></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">係数 <math>\gamma</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="color: red;">アウトカム指標との連動が認められないもの</td> <td style="text-align: center; color: red;">1.0</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">アウトカム指標との連動が認められるもの</td> <td style="text-align: center; color: red;">1.1</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	係数 $\beta$	特段の社会的便益が認められないもの	1.0	一定の社会的便益が認められるもの	1.2	区 分	係数 $\gamma$	アウトカム指標との連動が認められないもの	1.0	アウトカム指標との連動が認められるもの	1.1
区 分	係数 $\beta$																		
特段の社会的便益が認められないもの	1.0																		
一定の社会的便益が認められるもの	1.2																		
区 分	係数 $\beta$																		
特段の社会的便益が認められないもの	1.0																		
一定の社会的便益が認められるもの	1.2																		
区 分	係数 $\gamma$																		
アウトカム指標との連動が認められないもの	1.0																		
アウトカム指標との連動が認められるもの	1.1																		